



ふじよしだ 議会だより

3月定例会 予算特別委員会

<https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/site/gikai/>

第169号

6月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	招集告示					
8	9	10	11	12	13	14
			本会議 (開会) 14:00			
15	16	17	18	19	20	21
		本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00	
22	23	24	25	26	27	28
	常任委員会 (建設水道) 10:00		本会議 (閉会) 14:00			
29	30					

本会議・常任委員会を 傍聴しませんか!!

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。なお、議会運営上、開会時間を過ぎる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

■傍聴受付：いずれも開始15分前より受付

本 会 議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開催場所は、本庁3階大委員会室。

※詳細は議会事務局までお問合せください。

Tel.0555-22-0612

2 月 臨 時 会

報告第1号

専決処分報告について（令和6年度富士吉田市一般会計補正予算第7号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ20億円を追加し、総額を394億8690万7千円としたもの。

歳入では、指定寄附金20億円を増額し、歳出では、ふるさと振興基金積立金10億円及びふるさと寄附推進事業費10億円を増額したもの。

議案第1号

富士吉田市営駐車場条例の一部改正について

【内容】

観光客等の増加に伴い、駐車場の需要が一段と高まったことから駐車料金を改め、駐車場の適切な管理及び運営を行うため、所要の改正を行うもの。



議案第2号

富士吉田市営新倉山浅間公園駐車場設置及び管理に関する条例の制定について

【内容】

新倉山浅間公園における持続可能な観光を促進し、来園者の利便性の向上及び住民の安全で良好な生活環境の確保を図ることを目的に、富士吉田市営新倉山浅間公園駐車場を設置するため、所要の規定を整備するもの。

議案第3号

令和6年度富士吉田市一般会計補正予算（第8号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ2億2577万8千円を追加し、総額397億1268万5千円とするもの。

歳入では、地方創生臨時交付金2億9341万4千円及び普通交付税2億3210万4千円を増額し、財政調整基金繰入金2億9974万円を減額し、歳出では、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費1億5324万5千円及び減債基金積立金7253万3千円を増額するもの。



富士吉田市議会の個人情報保護に関する条例に基づく開示等の実施状況

（令和6年4月～令和7年3月）

この条例は、市議会が管理している保有個人情報の適正な取扱いについての基本的なルールを定めています。議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を保障するとともに、年1回公表するものです。

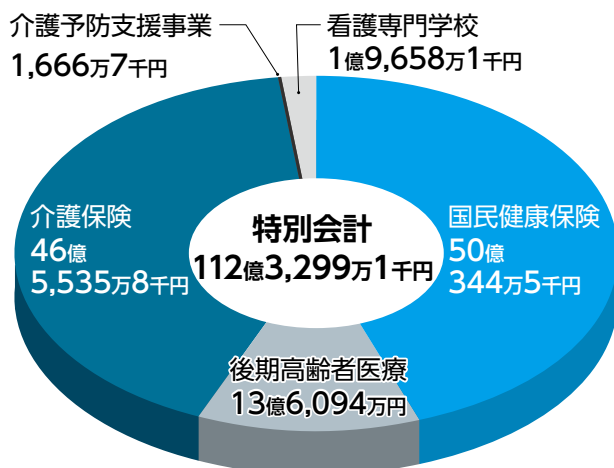
なお、令和6年度における保有個人情報の開示、訂正、利用停止請求はありませんでした。



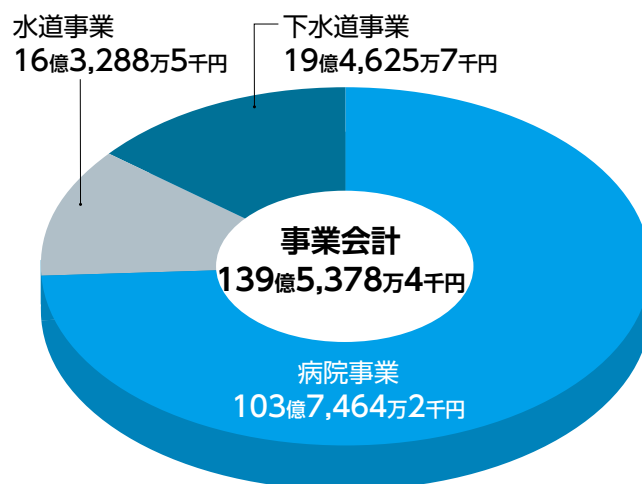
3月定例会

令和7年度予算 | 一般会計総額は289億7,000万円

令和7年3月定例会は、2月27日に開会し、27日間の会期を終え、3月25日に閉会しました。市長提出の議案については、すべて可決しました。また、請願1件についても、採択されました。市政に対する一般質問は、4人の議員が行いました。



一 般 会 計	289億7,000万円
特 別 会 計	112億3,299万1千円
● 国民健康保険	50億344万5千円
● 後期高齢者医療	13億6,094万円
● 介護保険	46億5,535万8千円
● 介護予防支援事業	1,666万7千円
● 看護専門学校	1億9,658万1千円
事 業 会 計	139億5,378万4千円
● 病院事業	103億7,464万2千円
● 水道事業	16億3,288万5千円
● 下水道事業	19億4,625万7千円
合 計	541億5,677万5千円



会期日程

25日	21日	18日	17日	11日 13日 14日	3月7日	2月27日
●各議員からの報告 ●議案の追加提案 ●各議案の採決	●建設水道委員会付託議案の審査	●文教厚生委員会付託議案の審査	●総務経済委員会付託議案の審査	●予算特別委員会付託議案の審査	●議案の追加提案 ●委員会付託 ●市政一般質問	●会期の決定 ●議案の提出と説明 ●議案の委員会付託

報告案件・即決案件の概要

議案第25号

再審法改正を求める意見書について

【内容】

えん罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うことについて、施策を講じるよう、国に対し要請するもの。

委員会の審査から

● 予算特別委員会
● 文教厚生委員会

● 総務経済委員会
● 建設水道委員会

予算特別

令和7年度一般会計、特別会計及び事業会計の9会計の予算を審査するため、次の10名で構成される「予算特別委員会」を設置し、審査を行いました。

委員長 勝俣 大紀
副委員長 前田 厚子
委員 奥脇 和一
渡辺 利彦
戸田 元
小俣 光吉
藤原 栄作
渡辺 将
藤田 徹
藤井 義房

● 一般会計

予算総額は、289億7000万円、前年度当初予算に比べ2.3パーセントの増額となっております。

歳入については、市税においては、前年度当初予算に比べ3.0パーセント増の70億400万円余りが計上されております。また、地方交付税は、前年度当初予算に比べ3.3パーセント増の31億5000万円が計上されております。

このほか、国・県支出金52億700万円余り、寄附金20億円余り、繰入金50億8000万円余り、市債

16億3500万円余り、その他の収入として48億9200万円余りが計上されております。

歳出については、第6次総合計画の6つの体系に沿って、第1章「安心で健やかな暮らしを支える『保健・医療・福祉』の向上」に89億9400万円余り、第2章「心豊かな人を育む『教育・文化・スポーツ』の充実」に30億6500万円余り、第3章「未来につなげる美しく快適な『生活環境・景観』の創造」に21億300万円余り、第4章「暮らしの安全性・利便性を高める『都市基盤・防災環境』の整備」に32億7600万円余り、第5章「活力とにぎわい・交流を生み出す『地域・産業・観光』の振興」に16億9900万円余り、第6章「みんなで未来を考え取り組む健全な『地域経営』の推進」に53億4200万円余り、その他一般経費として46億4400万円余りがそれぞれ計上されており、同計画に掲げられている「富嶽共創」の基本理念実現に向けての予算として、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、歳出の審査の中で、次の要望がありました。

■ 保育園管理運営事業について、公立保育所の適正配置と併せて、保護者の保育ニーズや地元からの陳情書の提出を踏まえる中で、3歳未満児の保育に特化した第7保育

園を3歳以上児も受け入れできるだけ、検討してほしい。

■ 市道等維持管理事業について、市が所有する除雪重機等の貸与にあたっては、自社の重機を使用して除雪する業者の不公平感を是正するため、有料化等を検討してほしい。

■ 木造住宅耐震改修等事業について、現在、補助対象となっている耐震ベッドは重量があり、旧耐震基準の建物では床が抜けるなどの事例があるため、省スペースで軽量の耐震ベッドを補助対象に加えてもらえるよう、事業主体である県に働きかけてほしい。

■ 富士山火山対策事業について、富士北麓地域には山梨県の1割強に相当する人々が居住しており、富士山噴火時における避難方法や火山現象に関する知識を住民がしっかりと理解できるよう、周知、啓蒙していくことが重要であり、今後本市はもとより、同対策を主導する県においてもしっかりと対策を講じるよう、働きかけてほしい。

■ 小中学校の特色ある学校づくり事業について、児童生徒の減少に伴い、今後、予算の削減が予想されるが、限られた財源にあっても、子供たちの健全育成に資する素晴らしい教育が提供できるよう、引き続き努めてほしい。

■ 総括質疑において、少子高齢化や

物価高騰等の課題に直面する中、市民や観光客等の満足度を高める施策を全庁一丸となって、より一層推進していくとともに、市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりに努めてほしい。

●特別会計・事業会計

特別会計は、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校の5会計、事業会計は、市立病院、水道、下水道の3会計に係る予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務経済

以下6議案と請願1件について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決・採択すべきものと決しました。

議案第13号

富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

【内容】

法律の一部改正に伴い、仕事と

育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、所要の改正を行うもの。

議案第14号

富士吉田市職員給与条例の一部改正について

【内容】

人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告並びにこれらに伴う国家公務員給与の改定等に鑑み、給料月額及び諸手当等の給与制度の整備のため、所要の改正を行うもの。

議案第15号

富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について

【内容】

法律の一部改正に伴い、就業手当が廃止される等のため、所要の改正を行うもの。

議案第16号

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

【内容】

政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額等に変更が生じたため、所要の改正を行うもの。

議案第17号

富士吉田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

【内容】

法令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数の区分を新たに追加する必要があるため、所要の改正を行うもの。

議案第23号

令和6年度富士吉田市一般会計補正予算(第9号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ2億4610万9千円を追加し、総額を399億5879万4千円とするもの。
歳入では、財政調整基金繰入金9724万1千円、障害者自立支援費国庫負担金6500万円、前年度繰越金2840万4千円等を増額し、歳出では、介護給付事業費1億3000万円、新型コロナウイルス感染症対策事業費2942万8千円、保育施設等給付事業費2910万円等を増額するもの。
また、繰越明許費として、ふるさと寄附推進事業外5件7億2757万1千円を追加するもの。

請願第1号

「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書について

【内容】

えん罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うことについて、施策を講じる必要があるため、国に対し意見書を提出するよう求めるもの。



文教厚生

以下5議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について

【内容】

法令の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置を可能とする等のため、所要の改正を行うもの。

議案第19号

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理について

【内容】

法令の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における連携施設の確保に係る要件の基準が緩和されるとともに、連携施設に関する経過措置の期間が延長されたため、所要の改正

を行うもの。

議案第20号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について

【内容】

法律の一部改正に伴い、施設に配置しなければならない職員の配置要件が変更されるため、所要の改正を行うもの。



議案第21号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

【内容】

法律の一部改正に伴い、引用している規定の条ずれに対応するため、所要の改正を行うもの。

議案第24号

令和6年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ6500万円を追加し、総額を13億4422万5千円とするもの。
歳入では、後期高齢者医療保険料5500万円、一般会計繰入金1000万円を増額し、歳出では、後期高齢者医療負担金事業費6500万円を増額するもの。

建設水道

以下1議案について慎重に審査し、妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号

富士吉田市営新倉山浅間公園駐車場指定管理者の指定について

【内容】

地方自治法の規定により、富士吉田市営新倉山浅間公園駐車場について指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるもの。



3月

市政 一般質問

抜粋



鈴木 富蔵
議員
(市民ファースト市政会)

地域コミュニティの 推進について

1回目の質問

昨今、2040年問題という言葉を目にする機会が増えた。2040年問題とは、日本が超高齢化社会に直面して起こる様々な社会問題の総称だ。2040年代の日本は1971年から1974年の第二次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代が65歳以上となり、総人口に占める高齢者の割合が過去最大の35パーセントに達すると試算されている。

また、高齢者人口の増加と少子化による労働者人口の急激な減少が同時進行し、日本経済や社会保障の維持が危機的状況に陥るとされている。さらに、地域によっては、集落機能の維持が困難になると予想されている。

山梨県の人口の推移は、2000年9月時点の89万5000人台をピー

クに年々減少し、直近の2024年12月時点においては78万9000人台まで減少している。このことから、山梨県では「人口減少危機突破宣言」を発表し、子育て支援策や就労環境の改善策を進めている。

一方、基礎的な自治体である市区町村には、「住民サービスを担う」という重要な役割がある。

その基礎自治体としての役割を全うするためには、地域に根差して活動する自治会や消防団、および婦人会などの住民組織の協力が必要不可欠となっている。

そうしたなか、「自治会が加入者の高齢化や加入率の低下による弱体化、あるいは機能不全に陥っている」という実情が全国的な問題として取りざたされている。少子高齢化や物価高騰などの社会問題が山積するなかで、行政がその役割を全うするためには欠かすことができない自治会が「極めて危機的状況」にあり、一刻も早い対策を講じる必要があることを示している。

本市においても、富士吉田市人口ビジョン、富士吉田市の将来推計と

分析において、人口減少が一層進む見通しと判断されている。本市も他の市区町村と同様に、自治会をはじめとする地域コミュニティをどのように推進していくかが、行政運営における非常に大きな課題であると言える。

以上を踏まえ、今後の地域コミュニティの在り方について市長の見解を伺う。

1回目の市長答弁

今後の地域コミュニティの在り方についてだが、近年、少子高齢化による人口構造の変化や、生活環境の多様化、生活の利便性の向上は、地域における人々との関わりを減少させ、地域コミュニティ活動への参画意識の低下や、役員の担い手不足、また高齢化と固定化を招き、その結果、地域コミュニティは希薄化している状況にあると認識している。

そのようななかで、地域コミュニティを担う組織が抱える課題を解決する施策として、自治会活動に対しては、市内33自治会の取りまとめ団体である富士吉田市自治会連絡協議会と連携し、市ホームページや広報ふじよしだを活用した自治会加入率の低下を抑制する情報発信を行うとともに、若年層への取組として、転入時に加入を促進するためのパンフレットの配布や、本市において実施している定住促進奨励金の交付要件

において、自治会への加入を必須とするなど、自治会への加入促進に鋭意取り組んでいるところである。

また、自治会の運営自体に対する補助金のみではなく、自治会独自の活動を支援するための補助金を交付し、主体的、継続的に活動を実施できるように支援している。

加えて、慣れない市役所での手続等に対しては、自治会役員の支援や負担軽減の一助となるよう、相談窓口となる「地域協働推進員」として本市管理職の職員を33自治会に1名ずつ任命するなど、円滑に自治会活動を実施できるよう多角的に取り組んでいるところである。

また、消防団に対しては、詰所の建設費用や準中型免許取得費用への補助金制度、消防団員サポート制度の創設、火災時の出動区分の設定といった消防団を支援するための新たな取組を実施してきた。さらに、令和5年度には団員報酬の増額と個人口座への支給、分団への交付金制度を導入し、団員の処遇改善を図ってきたところである。

今後においても、地域で支えあい、尊重しあう誰もが安全で安心して暮らせる地域コミュニティづくりのための支援を実施していく。

2回目の質問

答弁にあったとおり、地域コミュニティの推進に本市も多角的に取り

組んでいることが理解できた。

しかし、世帯数の少ない自治会では担い手不足により、何年も役員を引き受けて頑張っている方や、消防団員を確保できず、やむなく閉団する消防団もあるのが現状だ。地域のひとと人を繋いでいく地域コミュニティ、また災害が起きたとき、いざというときに頼りになるのは、やはり自治会であると考える。また、自治会未加入世帯では災害が起きたとき、いざというときにどのように安全を確保していくのだろうかと大変不安になる。

そこで何う。自治会が持続可能な運営を行うことができるようにするためには、市の支援が必要である。今後、本市では地域コミュニティを活性化させ、自治会の問題点をどのように解決していくのか。また自治会未加入世帯には、どのように地域コミュニティの発信をしていくのか。

2回目の市長答弁

まず、地域のコミュニティの活性化と自治会の問題点の解決についてだが、本市の地域コミュニティを活性化するためには、地域住民一人一人が自身の居住する地域に関心を持ち、地域の活動団体の自主性・自立性を尊重しつつ、自ら行動を起こすことが必要であり、こうした地域住民主体の活動によって、地域が活性化していくことが理想である。

本市は昔から織物産業が盛んであり、織物産業は、そのほとんどが家内工業的な形態で市の産業を支えており、加えて、社会構造的に他の業種においても自営業の方々が多く、住居と働く場が同じであったことから、こうした方々が自治会運営をはじめとした地域コミュニティ組織の一翼を担っていた。しかし現在では、多くの方々が会社勤め等をされるなど、地域コミュニティへの参画が難しい状況となっていることも地域コミュニティの危機的な要因の一つとなっており、自治会の加入率の低下や役員の担い手不足、消防団の休団や閉団を余儀なくされる実態があるのは確かなことである。

このような社会構造の変化に加え、少子高齢化による人口減少にも対応しながら地域コミュニティを活性化させるためには、組織の再編成、自治会や消防団の統廃合の検討が必要であると感じている。今後の再編成等の検討に当たっては、議員各位にも協力をいただくなかで、地元の意見にしっかりと耳を傾けて意見集約を行い、地域の合意形成に取り組む必要があると考えている。まずは、地域コミュニティの運営や問題点の洗い出しなどに関するアンケート調査により、各地域の情報を収集・分析し、実態の把握に努め、持続可能な地域コミュニティの形成に力を注いでいく。

また、災害の発生に備え、自助は

もとより、共助において中心的な役割を担う自治会と、公助を担う市が平時よりつながりを持ち、災害対応において協働していくことは大変重要である。今後も引き続き、各地区の自主防災組織との定期的な会議を通じて連携を図り、防災活動に係る経費への補助金制度を活用するなかで、地域の防災活動を支援していく。

次に、自治会未加入世帯への地域コミュニティの発信についてだが、行政と市民をつなぐ情報発信メディアである広報ふじよしでは、自治会を通して各世帯に配布しているが、自治会未加入世帯の方々にも情報が届くよう、市立図書館、市立病院、基幹コミュニティセンターなどの公共施設だけでなく、市内のスーパーマーケットや駅などにも配布している。

また、市のホームページを通じて行政情報の発信に加え、即応性の高い情報発信については、防災行政放送や防災ラジオ、防災アプリに加え、XなどのSNS等各種ツールも活用しているところである。

さらに、今年度からはLINEによる情報発信も行っており、3月末からはこのLINEにおいて、各種申請書の電子申請が可能となるよう作業を進めているところである。こうした取組により自治会未加入世帯のみではなく、若者層に対しても積極的な情報発信を行っていく。



3月

市政 一般質問

抜粋



前田 厚子
議員
(政友会)

標題①

災害時における
障がい者の
避難について

1回目の質問

災害対策基本法が一部改正され、緊急で支援が必要な場合、国は自治体の要請を待たずに物資や人的リソースなどを届けるとしている。

災害に遭い、亡くなった障がい者は、健常者の2倍とされており、それを聞いた障がい者のことを思うと、もう一度、当事者の声を聞き取り代弁せざるにはいけない。

1点目 本市では、毎年9月の第一日曜日に防災訓練が実施されているが、障がい者が参加しているのを見たことがない。当事者に何うと、自立支援協議会からの申し入れをしたが、断わられたそう。

そこで、一昨年は富士河口湖町へ、昨年は台風で中止、今年は鳴沢村に参加する予定になっているそう。

正直、市の訓練には参加しにくいなどの質問に、半分の方はあまり人

前には出たくない。残りの半分の方は、参加していいものかと考えてしまっている。しかし、後者は、参加したい。そして、ここに障がいのある人が住んでおり、何かあった時はどうか声をかけてほしいと話していた。また、聴覚障がい者は、外見では分からないので、近隣の人に理解してほしいとのことだ。

是非、今年からは、希望者を募り、本市の訓練に参加してもらうべきだと思うが、考えを伺う。

2点目 市の公式防災アプリは、スマートフォンから画面を読み取る機能がないため、視覚障がい者は、全く情報が入手できないそう。

3月末に市の公式LINEアプリを立ち上げる際には、防災アプリも一体化して、見やすく音読できるようにしてほしいが考えを伺う。

3点目 多動や突然大きな声を出すような障がい者は、避難所に行かないのではなく、行けないとの話を聞いた。福祉避難所についても具体的に聞いたことはなく、どこにあるかも知らないようだ。健常者のように一次避難所に行ってから福祉避難

所に行くことにも負担がある。

令和4年9月議会で障がい者は直接避難できないかと一般質問をした。福祉避難所の体制が整った上で、直接避難できるよう推進するとの答弁だった。質問時より2年が経過したが、直接避難へのマニュアルは作られたのか、考えを伺う。

また、要配慮者が富士山噴火で広域避難する際、早めの避難となっているが、避難先の環境が不安との声があり、もっと具体的に安心を提供してほしいが考えを伺う。

4点目 医療的ケア児の移動は、必要物品が多く、サポートする人もお願いしなければならぬ。福祉避難所での生活が長期になった場合、医療機器の電源の確保、蓄電池、酸素ボンベ等、補充できる環境になっているか、考えを伺う。

また、感染症等にも罹患しやすいため、対策も重要だ。避難所のレイアウト図などの施設の利用計画も必要だが、考えを伺う。

5点目 今回話を聞いたほとんどの方が、避難所へ行く選択肢が無く、家族で自宅にて避難、もし家が倒壊したら車に避難する、それが自分たちの覚悟だと言っていた。そのためガソリンはいつも満タンに、蓄電池も用意しているそう。支援してもらえないなら、自宅避難していることの確認と、前もって物資を配給してほしいとのことだが、考えを伺う。

6点目 個別避難計画は、実際に

取り組むとなかなか前に進めない状況だ。当事者からの話で「支援者」をお願いできないことで、足踏みしていることを知った。市でも同様か伺う。

他の自治体では、障がい者団体等と一緒に取り組むことで、スムーズになった事例があり、本市でも参考にして検討してほしいが、今後の計画等あったら考えを伺う。

1回目の市長答弁

災害に対して、様々なケースを想定した防災対策を講じることは必要不可欠だ。その防災対策で、特段の配慮が必要となる方々がいることも認識している。引き続き、誰一人取り残さない取組を推進していく。

1回目の企画部長答弁

1点目についてだが、防災訓練には、一部の福祉施設入所者及び介助者に参加してもらっている。また、台風で中止となった今年度の防災フォーラムには、手話通訳者を配置し、聴覚障害者の参加も予定されていた。

地域の自主防災会や民生委員・児童委員と避難行動要支援者名簿を共有しており、視覚障害者や聴覚障害者の所在は把握しており、今後は自主防災会を通じて防災訓練への参加の呼びかけや、関係団体等にも周知し、

多くの市民が参加できる防災訓練を実施し、課題を検証していく。

2点目についてだが、公式LINEアカウントの機能を今月末より大幅に刷新する。防災アプリとの一体化は困難だが、LINE上で防災アプリが起動できるように構築する。また、LINEに届くメッセージはスマートフォンで読み上げることができるので、防災アプリの防災・緊急情報をLINEから配信できるよう機能拡充を図る。

3点目についてだが、福祉避難所への直接避難は、個別避難計画の作成が必須であり、避難先となる福祉施設との双方の理解が必要となる。さらには、発災後の施設の確認や支援を行うスタッフの確保などの課題があるが、個別避難計画の作成とともに施設側との協議を進めている。

また、富士山噴火による避難先の不安についてだが、富士山火山避難基本計画では、原則、自市町村内での避難をすることが示されている。その後、噴火の状況により、近隣市町村へ、更に避難を拡大する必要がある場合は県内外の他市町村へ段階的に避難することとしている。

一方、避難に時間を要する要配慮者は、自身が事前に決めた安心できる避難先である親戚や知人宅に自主的に分散避難することが推奨されている。

なお、富士山噴火からの避難対策を紹介した火山噴火避難対策ガイド

ブックを、今月末に全戸配布予定であり、今後も普及啓発に努めていく。

4点目についてだが、福祉施設は、発電機を配備し電源の確保や、食料等を備蓄するなど速やかに避難所開設ができる体制を整えている。医療物資の不足は、山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づき、県より物資の供給を受けることになっている。

施設の利用計画は、入所者と避難者のゾーニングや収容スペースの確保などを整理し、各福祉施設で作成している福祉避難所運営マニュアルの策定を引き続き支援していく。

5点目についてだが、現在作成を進めている個別避難計画で、避難行動要支援者の避難先を定める上で、在宅避難等の避難状況の把握を行い、災害時に迅速に対応できる体制づくりを進めている。また、平時から地域の自主防災会や民生委員・児童委員と避難行動要支援者名簿を共有しており、災害発生時にはこれらの団体等との協力により、障害者を含めた要支援者の安全確保に努めていく。

事前に物資を配給する件については、災害に備え備蓄品や持出品を準備することは自助の基本であるため、火山噴火避難対策ガイドブックとともに、今月末に全戸配布する「わが家の防災マニュアル」により一層の普及啓発に努めていく。

6点目についてだが、先日、人工呼吸器を装着している在宅者2名に

対し、個別避難計画を策定した。

しかし、昨年9月定例会で答弁したとおり、計画策定には、障害の度合いや個別事情が異なるため、多様な対応が必要であり、支援の担い手の確保など課題が山積している。

そんな中、早期の計画策定に向け、障害者の支援団体に参画してもらい、意見交換を行うなど準備を着実に進めている。

2回目の質問

1点目 防災訓練について、一部の福祉施設入所者及び介助者の参加で実施したとの答弁だった。防災訓練を全福祉施設で実施するべきだと思うし、実際には、既に各施設で実施しているものと伺っている。

今回伺ったのは、自宅で生活している人の避難についてだ。独り暮らしの方や家族が仕事で一人の方が被災した場合を心配して伺った。

当事者は、地域の人と同じ訓練に参加し、障がいのある自分がいることを知ってほしい。また、声をかけてくれる人が一人でも増えたらどんなに心強いかと話された。

例えば、今後の防災訓練には、自立支援協議会を通じて声かけすることとは可能か。考えを伺う。

2点目 視覚障がい者は、文字情報が全てだ。公式LINEアプリ起動時のボタンに代替テキストをつけるとよりわかりやすい。また、視覚

障がいといっても、弱視も含まれる。文字も大きく色使いも見やすくすることが必要だ。是非対応してほしいが、考えを伺う。

3点目 富士山避難の答弁に、要配慮者は、自身が事前に決めた安心できる避難先である親戚や知人宅に自主的に分散避難することが推奨されているとあるが、初めて聞いた。これはいつ決められ、どのような方法で周知されたか伺う。

本市では、地震と富士山噴火の避難では大きな違いがある。特に、障がい者の避難で、地震では自宅避難を選んでも、富士山噴火時には、できるだけ安全な場所に避難してほしい。そうした避難方法の違いを理解してもらうためには、防災訓練などを繰り返し行うことが一番だと思うが、他にも市として防災訓練以外で何か有効な手段があったら伺う。

2回目の企画部長答弁

1点目についてだが、避難行動要支援者名簿を共有しており、自主防災会等を通じて在宅の障害者にも声掛けをし、障害者関係団体等と連携するなど、一人でも多くの市民が参加できる防災訓練を実施していく。

2点目についてだが、公式LINEアプリには、代替テキストを追加している、わかりやすく使用することが出来る。また、スマートフォン等のサポート機能で、文字の拡大、

色補正や色反転ができるので、それらの機能を活用してほしい。

3 点目についてだが、令和5年3月に富士山火山防災対策協議会で改定された富士山火山避難基本計画で、避難に不安がある方や遠方へ避難しても生活に支障のない方などには、自主的な分散避難を呼び掛けていくことが示された。

改定内容や自主的な分散避難などについては、令和5年8月号広報で防災の日のお知らせとともに特集記事を掲載したほか、同年総合防災訓練での防災講話やパネルディスカッションでも取り上げた。

さらに、配布予定の富士山火山噴火避難対策ガイドブックにも掲載しており、今後も要配慮者が安心して避難できるよう、分かりやすい周知をあらゆる機会を通じて、継続して実施していく。

最後に、防災訓練以外で避難を理解する有効な手段についてだが、今月配布予定の防災マニュアルと富士山火山噴火避難対策ガイドブックを読むことが有効である。これには音声読み上げ機能があり、視覚障害者も確認できる。

市民には、このガイドブック等の活用により平時から正しく備えてもらい、市でも地域への防災出前講座にて普及啓発を行うなど、地域防災力の更なる充実・強化を図っていく。

3回目の質問

障がい者の福祉避難所への直接避難には個別避難計画が必須とのことなので、市が関係機関と連携を図りながら進めてほしい。

福祉避難所への直接避難は、障がい者の母親の強い要望だが、もし今、災害が起きたら福祉避難所へは、これまでと同様に一次二次と避難して、その後の指示で移動するしかないのか。

また、改正された災害基本法には、福祉の視点を強化するところがあるが、福祉避難所への避難について、どのように指示するのか、伺う。

先ほどの答弁で、今月末に、富士山噴火避難対策ガイドブックが全戸配布される予定とのことだ。音声読み上げ機能も備えてあるので、期待をしている。内容を理解もらうためにも、様々な媒体で周知してほしいが、見解を伺う。

3回目の企画部長答弁

福祉避難所への直接避難及び避難の指示についてだが、市の避難指示により、避難を必要とする方から、指定避難所へ避難してもらう。その際、避難所に滞在することが難しい要配慮者は、福祉避難室となる専用スペースにて家族と過ごしてもらう。こうした対応のなかで、発災時等に、福祉避難所の安全性や施設スタッ

フの確保等を確認した上で、受入体制が整い次第、福祉避難所を開設していく。また、県の支援を受けるなかで、福祉避難所を利用するべき要配慮者を把握し、移動手段を確保した上で移送を実施していく。

次に、障害者に対する周知についてだが、障害者に理解を深めてもらうため、障害者団体等に対しても出前講座の機会を設けるなど、様々な媒体で周知する。

日本キッチンカー 経営審議会との 協定の締結について

1回目の質問

富士河口湖町が「日本キッチンカー経営審議会」と災害時に団体が炊き出しを提供する協定を結んだというニュースを見て驚いた。

内容は、災害時に町からの要請を受け、キッチンカーにより避難所において無償で炊き出しを行うもので、能登半島地震でも好評を得たそうだ。自然災害は、毎年のように日本を襲っており、万全の備えをしておかなければならない。

公明党として今強く訴えているのが、「TKB48」だ。Tは、暖かく明るいトイレ。Kは、温かいごはんが配給できるキッチン。Bは、プライバ

シーも守れるような環境を整えられるダンボールベッド。そして、48は発災後48時間以内に体制を整えることを目標にしたものだ。

私は、防災士として災害時に温かな食事をとれるパッククッキングという調理法を市民へ伝えていくが、それだけでも知っていれば心強い。

それが、キッチンカーで大勢の食事を作って、被災者に届けられたらどんなに喜んでもらえるか。

是非、本市も「日本キッチンカー経営審議会」との協定の締結を進めてほしいが、市の考えを伺う。

1回目の企画部長答弁

本市には、キッチンカーの事業所があり、ボランティア活動を積極的に行っている実績がある。さらに、本市での各種イベント開催時にも、当該事業者が県内外のキッチンカー事業者による各団体を取りまとめ、協力してもらっていることから、日本キッチンカー経営審議会ではないが、既にこの事業者と災害応援協定の締結に向けた協議を進めている。



3月

市政 一般質問

抜粋



秋山 晃一
議員
(無会派)

標題①

乳幼児健診について

1回目の質問

こども家庭庁が1か月健診と5歳児健診の実施について、健診体制の整備に努めるように地方自治体に求めている。いずれの健診も子どもの発達や健康状態の早期発見を目的としており、5歳児健診については留意事項として、発達障害、あるいは発達障害の疑いと診断された児童に対し、就学前までに必要な支援につなげることを求めている。この1か月健診、5歳児健診について、市ではどのように健診体制の整備に取り組むのか伺う。また、健診後に子どもの発達に対する支援を求められた場合の支援体制づくりについて、特に医療機関、福祉施設、学校、保健所など関係者の連携が必要だと考えるが市の考えを伺う。

1回目の市民生活部長答弁

まず、1か月健診について、本市で

は、0歳から1歳未満の乳児が個別健康診査を受けられる受診票を2枚交付し、そのうちの1枚を利用してもらい1か月健診を行っている。こうしたなか、現行の健診内容では、一昨年から国が新たに補助対象とした1か月健診の検査項目に、不足する部分があるため、山梨県と県内市町村が協議し、国庫補助の採択や審査内容の充実等に関する検討を行っている。今後、1か月健診がより効果的な内容となるよう、前向きな取組に努める。次に、5歳児健診について、本市では、保健師による戸別訪問、心理士による個別発達相談・集団発達訓練などの取組を通じ、発達障害の早期発見、特性に合わせた支援につなげてきた。また、健診の充実も含め、子育て世帯への更なる支援強化を進めており、可能な限り早期に事業を実施していく。次に、関係機関等との連携について、乳幼児健診の結果、支援が必要となった場合は、早期受診、早期療養が必要であり、早期介入していくことが、子どもの成長発達のために重要と考えている。これを踏まえ、こども家庭センターでは、保育・医療・福祉・教

育分野の各機関などとの連携強化に力を注いでいる。今後も、引き続き地域ぐるみで子どもを支援するフオーアアップ体制の強化充実に向けていく。

標題②

吉田口登山道の整備について

1回目の質問

吉田口登山道は富士スバルラインの開通とともに廃れていたが、富士山が世界文化遺産になったことで国内外から注目を浴び、賑わいを取り戻しつつある。まず、市が現在進めている登山道整備の進捗について伺う。

次に、中ノ茶屋までのルートについて、ここには県道が通り、車の交通も一定あるため、歩道があっても安全に気持ちよく行ける道とはなっていない。県道と並行し遊歩道があるため、ここを整備活用して安全に通行してもらってはどうかと考えるが市の考えを伺う。また、近年は馬返し付近まで自転車で周遊する観光客が増えているため、この遊歩道に自転車も通行できるようにしてはどうかと考えるが市の考えを伺う。

次に、中ノ茶屋から馬返しまでの道について、ここにも車両が通れる道と遊歩道がある。途中には「大石茶屋跡地」があり、今は説明看板がある

のみだが、この活用についてはどのような考えか伺う。

次に、馬返しから5合目までの整備について、馬返しを過ぎ最初の階段を上り、鳥居をくぐると登山道は真ん中付近が大きくえぐられ、登山者が歩くのには大変不便となる。この登山道の整備について検討しているか市の考えを伺う。

次に、案内表示や看板の整備について、今整備されているものに加え、1合目まであと何メートルというような表示があれば、疲れた登山者も次の目標への見通しが立てやすいと考えるが市の考えを伺う。

次に、3合目のかつては「中食堂」「三軒茶屋」とも呼ばれていた場所について、その1軒が見晴茶屋で下界への見晴らしがよかったと言われている。かつての景観を取り戻す整備も必要だと考えるが市の考えを伺う。最後に、1合目の鈴原社をはじめとして現在残っている建物や、5合目までの間のトイレ施設について、信仰の歴史跡を残しながら、登山者の安全・快適な登山道としての整備をしていくことになるかと考えるが、建物やトイレなどについてどのように検討しているか市の考えを伺う。

1回目の市長答弁

まず、現在の登山道整備の進捗について、令和5年度から「富士山吉田口登山道保存と活用のための活動計

画」の策定に向け、協議、検討を重ねてきた。本活動計画はこれからの吉田口登山道のビジョンを示した整備・活用の指針となるものであり、令和7年度からは策定委員会及び関係者会議のメンバーを中心に、具体的な内容について協議の上、保存と活用に向けた事業を展開していく。

次に、中ノ茶屋までのルートについて、吉田口遊歩道は、登山者の安全性の向上と自然に囲まれた道を歩いて体感することができる環境を保全しつつ、歩行者専用として利活用してもらっている。また、中ノ茶屋及び馬返までの道だが、県道と並行している吉田口遊歩道は、徒歩による登山を目的とした遊歩道であるため、車両が侵入できないよう木柵を設置し、登山者の安全に配慮している。そのため、自転車などの利用は遊歩道ではなく、県道である吉田口登山道を利用してもらうものと考えている。

次に、大石茶屋跡地の活用について、土地は富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が管理しており、個人の権益に関係するため、現時点で活用は考えていない。しかし、この範囲一帯は国の天然記念物に指定されているレンゲツツジの群落があるため、天然記念物の保護や景観の創出として取組を検討している。

次に、馬返から五合目までの整備について、吉田口登山道は、山梨県が管理する道路であるため、対策が必要な箇所については山梨県に要望していく。

次に、案内表示や看板の整備について、わかりやすい案内表示等の整備を計画しており、今後、各関係機関と協議の上、計画に沿って整備していく。

次に、三合目の景観を取り戻す整備について、平成26年に山梨県のおもてなし森林景観創出事業により、樹木伐採等がなされ、眺望が改善された。しかし、樹木の生育により再び眺望が遮られているため、三合目からの眺望の改善をはじめ、計画的な整備を山梨県に要望していく。

次に、現在残存している建物の活用等について、五合目までの登山道に残されている主な建造物として、鈴原社のほかに四合五勾の井上小屋がある。これらの建造物に対しては、倒壊を防ぐため、令和5年度に応急措置を施した。また、今年度、この2棟の建造物調査を実施し、詳細な記録を作成した。今後、これらの調査データを基に所有者と協議を重ね、保全活用に取り組んでいく。

次に、五合目までの間のトイレ施設について、毎年4月中旬から11月下旬までの間に合計8基の仮設トイレを設置している。今後も登山者の利便性を図るため、引き続き仮設トイレ等の設置を進めていく。

2回目の質問

答弁では3合目の景観を取り戻す点に関連し、山梨県が行った事業について述べられていた。そのときか

ら時間の経過もある。馬返しの石段もかなり湾曲してきた。また、女人天上に至る木の階段も朽ちてきて危険であり、そこに至るルートも分かりにくくなっている。景観を取り戻すとともに、こうした事例からも、登山道の整備について山梨県に強く働きかけて、早急に整備すべきだと考えるが市の考えを伺う。

次に、大石茶屋について、活用は考えていないが、レンゲツツジの群落があるため、天然記念物の保護や景観の創出の取組を検討しているとの答弁だった。このレンゲツツジの群落は年々規模が縮小しているように思うが、その保護などについて具体的に検討していることがあれば伺う。

2回目の市長答弁

まず、馬返の石段の湾曲について、山梨県に対して、整備を要望していく。併せて、女人天上に至る木の階段の破損等について、速やかに対応を検討していく。また、女人天上に至るルートの表示について、わかりやすい案内表示の整備を進めていく。

次に、レンゲツツジの群落の保護について、民間団体による活動を支援するなど、群落の保護に努めている。さらに、山梨県おもてなし森林景観創出事業が活用できることから、山梨県に対し、生育環境の保全と眺望の確保について強く要望していく。

③ 物価高騰に対応して支援する取組について

1回目の質問

政府は2024年度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬を引き下げた。全国ホームヘルパー協会と日本ホームヘルパー協会は「さらなる人材不足を招くことは明らか」と批判したが、その言葉どおり、厚労省は昨年末、全国の介護事業所の休廃止が急増しているとする調査結果を公表、民間調査会社の調査でも訪問介護事業者の倒産件数が過去最高を記録し、深刻な実態が浮き彫りとなっている。困難を抱えている介護事業者を支援して事業の存続を図るためにも、高騰している燃料代などの支援を検討すべきだと考えるが市の考えを伺う。

次に、子育て支援について、これまでの議会でも、国保税の均等割りについて、収入のない児童の分も収めることを求められている世帯に対して、市独自に軽減することを求めてきたが、市の答弁は、広域化した国民健康保険制度の中で、それは困難ということだった。それでは、物価高騰からの支援として、一時的でも、当該世帯に支援を行うことはできるか市の考えを伺う。

最後に、低所得者への支援について、物価高騰のため、国からの支援

に加え、市としても支援を行うことが必要だと考えるが市の考えを伺う。

1回目の市長答弁

まず、介護事業者への支援について、訪問介護事業所が安定したサービスを提供できるよう、また実態に即した介護報酬となるよう、国に対し要望をしている。現時点では本市独自の支援は考えていないが、今後国の動向等を注視し、適正な介護報酬となるよう要望していく。

次に、国民健康保険に加入する子育て世帯への支援について、既に国が均等割の未就学児均等割減免制度を導入しており、その制度拡充について本市を含めた全国各地の自治体为国に要望している。なお、物価高騰の側面からの支援について、特定の世帯に限った支援を行うことは、公平性の観点から考えていない。

次に、低所得者への支援について、国の重点支援地方交付金を活用した低所得者世帯支援事業として、給付金の支給を進めている。このため、本市独自の支援は現時点では考えていない。

2回目の質問

今回行われている低所得者世帯重点支援事業は、2023年度に行われた「低所得世帯向け給付金」に比べ、対象も金額も大幅に限定されている。本事業による支援だけで物価高騰に

対する救済を賄いきれると判断するのは市民の生活実態とかけ離れており、やはり市独自の支援が必要だと考えるが、再度、市の考えを伺う。

次に、国保世帯への支援について、公平性で言えば、他の保険制度にはない均等割などの制度により、他の医療保険より高い保険料を払わなければならないところが、公平性に欠けると考える。公平性を担保するために、地方自治体为国保加入世帯に対して保険料とは別の形で支援している事例もある。本市でも、児童が加入している国保世帯へ別の形で支援を行うことはできると考えるが市の考えを伺う。

2回目の市長答弁

まず、低所得者への本市独自の支援について、低所得者に対する経済的支援は、国の責務として実施すべきものと考えているため、本市独自の支援は現時点では考えていない。

次に、国民健康保険に加入する子育て世帯への支援について、国民健康保険特別会計は、令和3年度から令和5年度まで、歳入不足により、基金の取崩しを行っている状況であり、厳しい財政運営を強いられている。こうした状況で、保険者には安定的な事業運営が求められているため、当該世帯に対して本市独自の支援を行うことは、現時点では考えていない。なお、均等割の減免制度拡充については、引き続き国に要望していく。

標題④ 有機フッ素化合物に 対する取組について

1回目の質問

有機フッ素化合物による健康への影響が大きな問題となっている。環境省と国交省が昨年12月24日に公表した調査によると、2020年4月からの約4年半に44か所で国の暫定目標値を超過しているという結果が出ている。環境省は同日、事業者に定期的な水質検査を義務付ける「水質基準項目」の対象に有機フッ素化合物を加える方針を固めた。市ではこの有機フッ素化合物に対する認識はどのようになっているのか、また、上水道の水質検査は現在どのように取り組まれているのか伺う。

1回目の都市基盤部 上下水道担当部長答弁

有機フッ素化合物について、厚生労働省が水質管理目標設定項目として追加したことを契機に、幾つかの自治体の水質検査で基準値を上回るものが検出され、健康被害が危惧されている状況であると認識している。

本市の上水道における有機フッ素化合物に関する水質検査について、令和2年より下吉田第2水源で当該検査を実施し、本年までの検査結果は、

機械で測定できる最小値未満であるため、現状、問題はないと捉えている。さらに、最上流の熊穴水源と最下流の白糸水源でも令和7年2月18日に採水を行っており、結果を随時ホームページで周知する予定である。いずれにしても、安心安全な水道水の供給を行うよう、国の指針を注視し、引き続き適切に対応していく。

2回目の質問

有機フッ素化合物については、EUでは全1万種の規制に動くなか、日本での規制は3種のみだ。現在の国の暫定的な目標値は、欧米と比べて緩い基準となっている。今後この緩い基準による規制を迫られると思うが、「発がん性が顕著なため、基準値以下でも安心はできない」という認識の下で、今後も水道水の検査・監視が行われるべきだと考えるが市の考えを伺う。

2回目の都市基盤部 上下水道担当部長答弁

本市の水道水における有機フッ素化合物に関する検査結果は、国の基準値を大幅に下回っており、現状、問題はないと捉えている。国が定める現在の暫定目標値は、国の科学的知見に基づき設定されたものであり、引き続き様々な検討が進められているため、国の指針を注視し、今後も安心・安全な水道水の供給を行うよう、適切に対応していく。

3月

市政 一般質問

抜粋



伊藤 進
議員
(政友会)

標題

本市における
学校給食について

1回目の質問

本市においては、令和元年10月より、市内小中学校の学校給食費を国に先駆けて無料化し、子育て世代の保護者より、感謝されているところである。

本年1月22日に、「富士五湖の給食を考える会」のメンバーと市内小中学校に通う保護者数人で、本市学校給食センターの視察と給食の試食に訪れた。調理場は揚げ物、焼き物室や炊飯室、アレルギー専用調理室等にレイアウトされ、作業の流れも食材の受け入れから始まり、野菜、魚肉の下処理、加熱調理、配缶・配置作業から回収、洗浄、消毒作業と児童生徒への安心安全な給食を提供できるようにきめ細かな配慮がされている。

視察した保護者の感想として、お

米や野菜など大部分を地場産にこだわって入手されていること、なるべく手作りにして加工品は、多くは使わないこと等、給食センターの職員の話に感謝していた。また試食した味噌汁についても、煮干しから出汁を取り、ナチュラルな味がとてもおいしかったと感想を述べていた。

給食で使われている米に関して、昨年12月から市内で育てた農薬や化学肥料を半分に減らした特別栽培米を使っていることにも感心していた。

限られた予算の中で、給食センターの職員が、大変苦勞をされていることにも感謝していた。

一方、参加者から給食センターへの意見や要望があったので、見解を伺う。

まず料理に使用する調味料やお味噌について、無添加なものなど質にこだわっているのかとの意見だ。現在日本の食品添加物は、1500種類を超え世界一であると言われる。添加物は化学的に作られた不自然なもので、発がん性や味覚障害を引き起こすことが懸念されている。

安心で安全な無添加の調味料を使用することの見解を伺う。

次に献立でパンが提供される日には、ほとんどマーガリンが付いてくる。マーガリンは「食べるプラスチック」などと呼ばれるトランス脂肪酸が含まれ、自然界に存在しない形態をとり、脳細胞を不安定にし、心臓病などのリスクを上げることが明らかであると、論文等で発表されている。海外では法規制され、米国では禁止されている。献立でパンが提供される日には、マーガリン以外の食品を提供してほしいとの意見があるが、見解を伺う。

また最近の物価高騰や米不足のなかで、今後米が調達できなかった場合は、小麦粉を使用した献立に変更することもあると視察の際に、給食センターの職員から聞いた。仮に輸入した小麦を使用する場合は、農薬であるグリホサートの安全性に関する問題があり、国内産をはじめとする安心安全な小麦を使用してほしいとの意見があるが、見解を伺う。

1回目の教育部長答弁

まず、安心で安全な無添加の調味料の使用についてだが、調味料は、毎日の献立に使用され味を左右する大切なものであるため、各事業者から提出された詳細な品質規格書をもとに、細部に渡り確認を行い、消費者庁から安全性が確認されている物

を使用している。

次に、献立でパンが提供される日のマーガリン以外の食品提供についてだが、平成24年3月に内閣府の食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価において、大多数の日本国民のトランス脂肪酸摂取量は、WHO世界保健機関の目標を下回っており、通常の食生活では健康への影響は小さいとの見解が示されている。

具体的な内容として、WHOでは、トランス脂肪酸の摂取を総エネルギー摂取量の1パーセント未満に抑えるよう提示しており、本市が給食に提供しているマーガリンに含まれるトランス脂肪酸は、1食当たりの給食の総エネルギーの0.0036パーセントと非常に少なく、また、本市の学校給食のパンが提供される献立のうち、マーガリンの提供は年間3回程度とごく僅かであり、健康に影響する範囲ではないと考えている。

近年は食生活の変化により脂質の過剰摂取が懸念されているが、脂質自体は重要な栄養素であるため、学校給食においては、トランス脂肪酸だけではなく脂質全体の摂取量に十分配慮し、児童生徒の生涯に渡る健康の一助となるよう、これまで以上に栄養バランスの良い給食の提供に努めていく。

次に、米が調達できなかった場合の献立の変更についてだが、本市で

は、これまでも給食米を不足することなく確保している。今後においても給食米の確保に努め、これまで通り米を中心とした安心・安全な給食の提供を進めていく。

なお、現在給食で使用する小麦は、厚生労働省の食品、添加物等の規格基準における小麦のグリホサートの残留農薬基準値以下の物としている。

2回目の質問

現在、全国的な流れとして、農業や化学肥料に頼らない食材を使った有機のオーガニック給食を取り入れる自治体が増えてきた。2022年10月26日に東京で開催された「全国オーガニック給食フォーラム」には、給食のオーガニック化を進めてきた

市民やJA関係者、有機農業団体、農林水産省や文部科学省の職員、北海道から沖縄まで各市町村の関係者や50を超える自治体の首長が参加した。このフォーラムのなかでは、オーガニック給食が子どもたちの健全な心と体を作るために大切であること、有機農業は、化学肥料・化学農薬を使わないことで水質汚染を防止できることなど、持続可能な社会を実現するためのSDGsにも貢献できると発表された。

農林水産省では、地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づき、特定

区域の設定等に向けて、取り組む地域に対し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出し、交付金を出して推進している。以前、給食センターの職員と話した際、有機農作物を学校給食に使いたくても供給が少なく、使えない状況にあることを話していた。有機農業で作られた食材を学校給食に常時提供できるよう、本市においてもオーガニックビレッジ実施に向けての活動をすべきだ。

また、現在本市小中学校で増えている不登校やいじめの問題等、給食をオーガニックに変えることで、子どもたちの心身の健やかな成長に役立ち、課題解決の糸口になるかもしれない。食生活と子どもたちの心身に与える影響について、どのような見解か。

オーガニック給食の先進地、千葉県いすみ市では、オーガニック給食に変えたことにより、子育て世代の移住者が増え、人口減少問題解消への一助になっている。本市において学校給食をオーガニック給食にすることへの見解を伺う。

2回目の教育部長答弁

まず、食生活と子供たちの心身に与える影響についてだが、食生活は子供たちの心身の成長と密接に関わっていると考えている。本市においては、食育基本法に基づき、市内

の児童生徒が食に関する正しい知識と、望ましい食習慣を身につけることができるよう、月に1回程度、小中学校の給食時間に栄養教諭及び栄養士が訪問し、食育指導を行っている。また、子供たちが「食」に対する興味や関心を持ち、望ましい食習慣を実践していく力が身につけられるよう、各小中学校の児童が考案し、その理由などを付した献立の採用や、季節の行事食、生産者が丹精込めて作った地産食材を使用した給食を提供するなどの取組を行っている。これらの取組は子供たちの心身の成長に大きく貢献しているものと認識している。

次に、本市における学校給食をオーガニック給食にすることについては、だが、学校給食で使用する食材は、安心・安全で、かつ良品であることは勿論のこと、安定的に必要な量が供給されることが必要不可欠である。

有機農産物の使用については、収穫量が少なく流通が安定しないことや、調理過程においても下処理の時間を要するなど課題も多いことから、現時点においてはオーガニック給食を実施することは考えていない。

本市では、現在も減農薬による市内産の特別栽培米のほか、生産者の協力の下、本市や近隣で採れた新鮮な野菜など、規格基準に適合した地産食材の使用を推進している。今後

についてもこれまでどおり安心・安全な給食を提供していく。

3回目の質問

3月1日土曜日に、山梨県立文学館講堂において「夢みる給食」という映画の上映会があった。全国各地に広がるオーガニック給食にスポットを当てたドキュメンタリー映画だったが、上映後のトークセッションでもオーガニック給食導入の重要性が語られていた。

有機農作物に関して収穫量が少なく、流通が安定していない等、課題が多いことから、オーガニック給食を実施することは考えていないとの答弁だが、こういった問題を解決するために、農林水産省では、オーガニックビレッジを創設した。

今後、オーガニック給食導入に関して、少しずつでも前に進めるように、関心のある住民と協働しながら、行政に訴えていきたい。

昨年6月25日、市内にある市立小中学校11校で、給食センターが提供した給食を食べた児童生徒、併せて126人がのどの痛みや目のかゆみなどの症状を訴え、このうち3人は、じんましんや腹痛等の症状を訴えた。近くの病院で治療を受け、1人が入院したということだ。

この日の給食メニューは、パンとサラダ、煮込み料理とびわ等で、給食センターでは、びわを除いて、メ

ニューが提供された保育園で園児に症状が出なかったため、びわによるアレルギーが原因とみられるとした。給食センターでは、日頃から子どもの食物アレルギーを確認したうえで、給食を提供しているとのことだが、びわは、確認の対象外であったと一部報道にあった。なぜ、びわを食物アレルギーの対象外としたのか。

本年2月23日に、市内公立小中学校で発生したびわによる集団アレルギーについて、山梨大学の教授らが調査結果を報告した。市内小中学校に通う児童生徒の保護者、2360人から回答を得た、アンケート調査を分析・解析した結果、ブナ目であるシラカンバ、ハンノキ、ブナ、コナラなどの花粉に含まれるアレルギーゲンに対し、アレルギー反応を起こす花粉症の児童生徒が、構成するタンパク質が似たバラ科のびわによって、口腔アレルギー症状を起こしたと報告された。

この報告会の質疑応答の時間では、複数の保護者から質問が講師に投げかけられ、保護者の関心の高さが見受けられた。今回の事案は、幸いにも命にかかわるような重篤な症状が出る児童生徒がいなかったことは、安堵できるが、アレルギー症状は、場合によっては、アナフィラキシーショックを引き起こし、命に係わる問題につながりかねない。今後このような事案を起こさないために

再発防止に向けて、どのような対策、取組をしていくのか。



3回目の教育部長答弁

まず、びわに対する食物アレルギーの確認についてだが、本市の学校給食のアレルギー対応については、国が示す「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき運用している。びわについては、当該ガイドラインにおいて、アレルギー症状の発生数や重篤度から、特に注意すべき食品としての表示が義務付けられている、特定原材料等の28品目にはもとより該当していない。

また、医師の診断に基づき、事前にはびわのアレルギー対応を申請していた児童に対しては、詳細な献立表にて、びわの提供について保護者へ通知するなどの対応を図っており、びわを食物アレルギー確認の対象外としていないところである。

次に、再発防止に向けての対策・取組についてだが、生の果物を給食で提供する場合については、献立表への記載を赤字で表記するほか、あまり馴染みがない食材を提供する際にも、食材の説明を記載している。

また、初めて給食で提供する食材についても、専門家や医療機関などの関係機関と連携し、調理方法について助言を得るなど、より一層慎重に対応している。さらに、保護者への取組として、先日開催した山梨大学医学部附属病院アレルギーセンター主催の「富士吉田市の小学生・中学生の給食びわによるアレルギー調査結果説明会」の案内を周知している。加えて、アレルギー症状がある児童生徒に対する医療機関への受診勧奨や、医師の診断により配慮が必要と認められた場合には、児童生徒の安心・安全を確保し、学校全体として取組を進めるために必要な学校生活管理指導表を提出するなどの対応策を含んだ調査結果資料を、市内小中学校保護者宛てに送付し、周知を図ったところである。

旬の食材は、栄養価は然ることながら、子供たちの味覚を育て、食文化への関心を高める食育の側面もあることから、今後においても、季節感を堪能できる旬の食材や地産食材を多く取り入れ、季節に応じた行事食や日本各地の料理などを提供していく。



給食センター

令和7年第1回臨時会 議案等審議結果

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△)
賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果
報告第1号	専決処分報告について(令和6年度富士吉田市一般会計補正予算第7号)	2/5 報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
議案第1号	富士吉田市営駐車場条例の一部改正について	2/5 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第2号	富士吉田市営新倉山浅間公園駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について	2/5 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第3号	令和6年度富士吉田市一般会計補正予算(第8号)	2/5 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

令和7年第2回定例会 議案等審議結果

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△)
賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果
議案第4号	令和7年度富士吉田市一般会計予算	予算特別	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	★	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第5号	令和7年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	★	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第6号	令和7年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	★	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第7号	令和7年度富士吉田市介護保険特別会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第8号	令和7年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第9号	令和7年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第10号	令和7年度富士吉田市立病院事業会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第11号	令和7年度富士吉田市水道事業会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第12号	令和7年度富士吉田市下水道事業会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第13号	富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第14号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第15号	富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第16号	富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果
議案第17号	富士吉田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第18号	介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第19号	子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第20号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第21号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願第1号	「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
議案第22号	富士吉田市宮新倉山浅間公園駐車場の指定管理者の指定について	建設水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第23号	令和6年度富士吉田市一般会計補正予算(第9号)	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第24号	令和6年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第25号	再審法改正を求める意見書について	3/25即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

編集後記

3月定例会では、4名の議員による一般質問が行われたほか、予算特別委員会が3日間に渡り開催されました。

少子高齢化や物価高騰等が大きな課題となる中、本市の予算審査においては、市民の皆様が安心・安全に

暮らすことができるよう、議会として様々な意見や要望を執行者にお伝えし、慎重に審査いたしました。

今後も、こうした議会の内容を市民の皆様に分かりやすくお届けできるように努めて参ります。

(小俣 光吉)

議会だより
編集委員会

委員長 渡辺 新喜
副委員長 渡辺 幸寿
委員 渡辺 利彦 / 小俣 光吉 / 藤原 栄作 / 伊藤 進

富士北麓広域市町村圏 正副議長会議員合同研修会

令和7年1月10日



富士北麓広域市町村圏正副議長会議主催による議員合同研修会が富士吉田市民会館3階小ホールにて開催されました。跡見学園女子大学観光コミュニケーション学部コミュニケーションデザイン学科教授の鍵屋一氏を講師に、「自治体防災対策と議会・議員の役割」と題しての講演があり、有意義な研修となりました。

令和6年度山梨県市議会議長会 議員合同研修会(後期)・ 第40回山梨県市町村自治講演会

令和7年2月7日



山梨県市議会議長会主催による議員合同研修会(後期)が昭和町のアピオ甲府にて開催され、毎日新聞論説委員の人羅格氏を講師に、「地方創生と地方議会」をテーマに講演が開催されました。

また、同日午後には、(公財)山梨県市町村振興協会主催の自治講演会が山梨県立文学館にて開催され、政治ジャーナリストの田崎史郎氏を講師に、「日本政治の舞台裏」をテーマに講演が開催され、一日を通して、議員としての見聞を広げました。

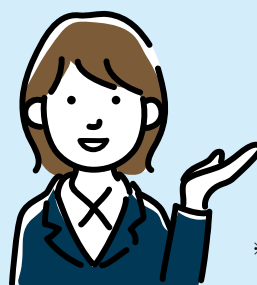
年4回 市内全域配布

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
TEL.0555-22-0612 (直通)

富士吉田市議会のホームページは
こちらのQRコードからご覧になれ
ます。ぜひご活用ください。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。